

申告はお早めに 税の申告が始まります

市・県民税の申告

市・県民税課 ☎963-9144

平成28年度市・県民税(個人住民税)の申告受付を2月16日(火)～3月15日(火)に、市役所第二庁舎5階会議室B・Cで行います(土曜・日曜日は閉庁です)。出張受付は左表をご覧ください。なお、申告受付期間中は駐車場が大変混雑しますので、車での来庁は、遠慮ください。インターネット上からも市・県民税申告書を作成できます

2月1日(月)から市ホームページの「くらし・手続き」↓「税金」↓「市民税・県民税」↓「個人住民税の試算と申告書の作成」から専用のシステムにアクセスできます。作成した申告書を印刷し、添付書類を添えて郵送などで提出してください。

◆市・県民税の申告が必要な方
市内にお住まいで、確定申告をされない方のうち、次のいずれかに該当する方
①市・県民税の申告書が届いた方
②事業(農業、営業等)を営む方、不動産収入(地代・家賃)、雑所得、市・県民税が源泉徴収されていない配当所得等があった方
③次の給与所得者
・勤務先から給与支払報告書が越谷市に提出されていない方
・給与以外に所得があり、その

合計額が20万円以下の方
④次の公的年金等所得者
・年金以外に所得があり、その合計所得が20万円以下の方
・年金所得のみで年金の源泉徴収票に記載のない控除を追加される方
◆市内に住所のない方で、市内に事務所や事業所、または家屋敷のある方
*確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です
申告に必要なもの
①源泉徴収票(給与所得・公的年金等)または事業主からの支払証明書
②事業所得者・不動産所得者は収支のわかる帳簿等
③国民健康保険税、国民年金、医療費、生命保険、地震保険などの控除を受ける方は控除証明書または支払った額の証明書

◆昨年中に所得がなかった方
市・県民税申告書裏面の「前年課税所得がなかった方の記入

市・県民税申告書の発送について

市・県民税申告書は、該当すると思われる方へ1月下旬に郵送しました。申告が必要となる方で申告書が届かなかった場合は市・県民税課へご連絡ください。

また、申告書は郵送でも受け付けます。申告書と一緒に送りつけた「申告の手引き」に記載の例を掲載していますので、該当欄に記入し、次のものを返信用封筒で郵送してください。

- A 年末調整が済んでいる給与所得者は申告書と源泉徴収票
- B A以外の方は申告書と前記の「申告に必要なもの」の①③に記載されているもの

次のような方は
◆昨年中に所得がなかった方
市・県民税申告書裏面の「前年課税所得がなかった方の記入

市・県民税の申告受付

●市役所での受付
【期間】 2月16日(火)～3月15日(火)、午前9時～午後4時(土曜・日曜日は閉庁です。ご注意ください)
【場所】 市役所第二庁舎5階会議室B・C

●出張受付
【期間・場所】 下表のとおり。時間はいずれも午前9時～午後3時30分
*施設の安全管理上、午前8時30分以降にお越しください

日程	特設会場
2月1日(月)	増林地区センター・出羽地区センター
2月2日(火)	南越谷地区センター・新方地区センター
2月3日(水)	荻島地区センター
2月4日(木)	北部市民会館
2月5日(金)	
2月8日(月)	大沢地区センター・北越谷地区センター
2月9日(火)	川柳地区センター・大相模地区センター
2月10日(水)	蒲生地区センター
2月12日(金)	桜井地区センター

市・県民税課 ☎963-9144

欄に必要事項を記入して郵送してください。

◆事業専従者のいる事業主の方
事業専従者の方には申告書をお送りしません。事業主の方はご自身の申告の際に必ず「事業専従者」の欄に必要事項を記入してください。また、専従者の給与支払報告書を市・県民税課(第三庁舎3階)へご提出ください(郵送可)。

◆申告をしないと、こんなときに困ります
申告をしないと、年金、住宅ローン、保育所入所や公営住宅

入居申請等の際に必要な各種証明書(課税・非課税・納税証明書など)を発行できませんのでご注意ください。期限内に申告を済ませるようお願いいたします。

国民健康保険税算定のため、申告をお願いします

国民健康保険税の算定や高額療養費計算等を行うために、所得の有無に関わらず国民健康保険に加入されている方およびその世帯主の方は、期限内に申告を済ませるようお願いいたします。

所得税(国税)の確定申告

市・県民税課 ☎963-9144

平成27年分確定申告
申告会場のイオンレイクタウンでは電話による受付をいたしません

申告時期と納期限
●所得税および復興特別所得税・贈与税：3月15日(火)
●個人事業者の方の消費税および地方消費税：3月31日(木)

申告会場はイオンレイクタウン
越谷税務署の確定申告(所得税・復興特別所得税・消費税・贈与税)の会場は、イオンレイクタウンkazeの3階「イオンホール」です。

【開設期間】 2月16日(火)～3月15日(火)の月曜～金曜日(日曜日は2月21日・28日に開設)

※期間中、越谷税務署では確定申告の申告相談を行いません
※申告書の作成、パソコンの入力作業は原則、納税者の皆さんにお願ひしています
※事業所得者で青色決算書や収

当該年度に一人でも未申告の方がいると、国民健康保険税の軽減判定や高額療養費の所得区分

の判定ができません。国民健康保険課 ☎963-9146

個人事業税は、事業を行う個人に対し、その事業の所得金額を標準として課税されるものです。所得税の確定申告が住民税の申告をすれば、事業税の申告は不要です。

事業税についてご不明な点は、県税事務所にお問い合わせください。

市・県民税課 ☎963-9144

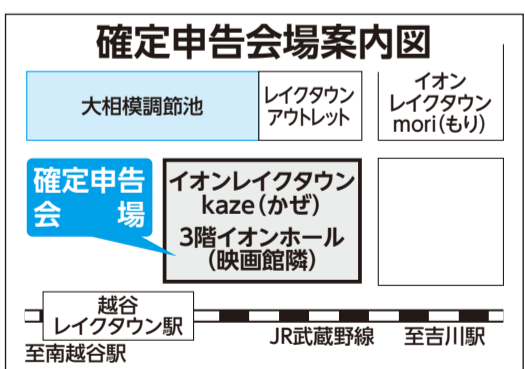
個人事業税(県税)の申告

市・県民税課 ☎962-2298

越谷県税事務所

月曜～金曜日、8:30～17:15
(土曜・日曜日、祝日は閉庁です)

市役所
中央市民会館



は、所得税と復興特別所得税の確定申告は必要ありません(住民税の申告が必要となる場合があります)。
また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
復興特別所得税の記載漏れにご注意を
平成25～49年までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

確定申告会場案内図
大相模調節池
レイクタウンアウトレット
イオンレイクタウンmori(もり)
イオンレイクタウンkaze(かぜ)
3階イオンホール(映画館隣)
越谷レイクタウン駅
JR武蔵野線
至南越谷駅
至吉川駅

【受付時間】 午前9時～午後4時(混雑状況により受付終了時間を早める場合があります)
国税庁ホームページを利用し確定申告の作成は自宅等で作成した申告書は「印刷」が便利です

例年、申告会場は大変混雑し、来場から手続き終了まで平均90分(最大180分超)の時間を要しています。確定申告を行う方は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」

平成23年分以降の各年分での公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合に

消費税の確定申告
平成27年分の個人事業者の方の消費税および地方消費税の申告書は、できるだけご自身で作成し早めに提出してください。